



県外で妊婦一般健康診査を受診された方へ

小千谷市では、県外の医療機関等で妊婦一般健康診査を受診された場合、妊娠週数に応じた妊婦一般健康診査の自己負担額*を助成します。

※助成の上限額は申請書裏面の対象額欄に記載してあります。

1. 対象

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間に県外の医療機関・助産所において妊婦一般健康診査を受診された方（ただし、国内の医療機関に限ります）
- 受診時に市内に住所を有する方

2. 申請に必要なもの

- 妊婦健康診査助成金交付申請書（健康・こどもプラザにあります）
→申請者は妊産婦本人となります
- 印鑑
- 使用していない受診票
- 受診時の領収書の写し（検査内容と費用が確認できる場合に限り助成します）
- 母子健康手帳の「妊娠中の経過欄」の受診結果が記載されているページの写し



3. 申請方法

最終の妊婦一般健康診査受診日より6か月以内に必要書類を添えて健康・こどもプラザに申請してください。

※代理人による申請も可能です。この場合でも申請書に記載する申請者は妊産婦本人となります。

4. 交付決定

申請書の受理後その内容を審査し、その結果を小千谷市妊婦一般健康診査助成金交付（不交付）決定通知書により通知します。



【問い合わせ先】

小千谷市健康・こどもプラザ内
健康未来こども課
小千谷市城内4丁目1番38号
TEL:0258(83)3640
FAX:0258(82)8964